

① 事業資金が必要なとき

**中小企業振興資金
小企業小口資金**

融資限度額 **合わせて3,000万円**
(小企業小口資金は1,000万円まで)

資金使途 **運転・設備**

中小企業振興資金 融資利率・利用者負担利率 2.1%以内 融資期間が1年以内の場合は1.6%以内	小企業小口資金 利用者負担利率 1.0%以内 融資期間 5年以内 据置期間 1年以内 融資利率 2.1%以内 市負担利率 1.1%
---	---

小規模事業者の方

② 小規模事業者で事業資金が必要なとき

小企業特別資金

融資限度額 **2,000万円**
(全信用保証協会の保証付融資残高の範囲内)

資金使途 **運転・設備**

利用者負担利率 **0.6%以内**

融資期間 7年以内
据置期間 6か月以内
融資利率 1.9%以内
市負担利率 1.3%

県信用保証協会の小口零細企業保証が必須です。

③ 設備を導入するとき

設備導入促進特別資金

融資限度額 **5,000万円**

資金使途 **設備のみ**

一般型 利用者負担利率 0.8%以内 融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 2.0%以内 市負担利率 1.2%	社会的課題取組型 利用者負担利率 0.5%以内 融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 2.0%以内 市負担利率 1.5%
---	--

④ 創業するとき創業して間もないとき

創業支援資金

融資限度額 **2,000万円**

資金使途 **運転・設備**

利用者負担利率 **0.5%以内**
認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は**0.3%以内**

融資期間 7年以内
据置期間 1年以内
融資利率 2.1%以内
市負担利率 1.6%
1.8% (認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合)

県信用保証協会の創業関連保証が必須です。

⑤ 売上・粗利益が減少したとき

**景気対策特別資金
景気対策特別小口資金**

融資限度額 **合わせて3,000万円**
(景気対策特別小口資金は500万円まで)

資金使途 **運転のみ**

景気対策特別資金 利用者負担利率 0.8%以内 融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.7%以内 市負担利率 0.9%	景気対策特別小口資金 利用者負担利率 0.5%以内 融資期間 5年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.7%以内 市負担利率 1.2%
--	--

⑥ 取引先が倒産したときやセーフティネット保証の認定を受けたとき

経営安定支援資金

融資限度額 **3,000万円**
(倒産関連中小企業証明書取得の場合は債権相当額の範囲内)

資金使途 **運転のみ**

利用者負担利率 **0.8%以内**

融資期間 7年以内
据置期間 1年以内
融資利率 1.7%以内
市負担利率 0.9%

セーフティネット保証
国が指定する取引先倒産や突発的災害、業況悪化などによる影響を受けている中小企業者を支援する保証制度です。

⑦ 災害の影響を受けたとき

災害等対策特別資金

融資限度額 **3,000万円**

資金使途 **運転・設備**

利用者負担利率 **0.6%以内**

融資期間 10年以内
据置期間 セーフティネット保証認定取得:1年以内
危機関連保証認定取得:2年以内
※融資期間5年以内の場合は1年以内

融資利率 1.7%以内
市負担利率 1.1%

⑧ SDGsビジネス認証を受けたとき

SDGs企業振興資金

融資限度額 **5,000万円**

資金使途 **運転・設備**

運転資金 利用者負担利率 1.0%以内 融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.6%以内 市負担利率 0.6%	設備資金 利用者負担利率 0.3%以内 融資期間 7年以内 据置期間 1年以内 融資利率 1.6%以内 市負担利率 1.3%
--	--

	資金名	利用条件	必要な確認書等(※1) 書類名右の記号は申請・申込先
①	中小企業振興資金	中小企業者	
	小企業小口資金	従業員20人(商業、サービス業は5人(※2))以下の小規模事業者	
②	小企業特別資金★	従業員20人(商業、サービス業は5人(※2))以下の小規模事業者 ※県信用保証協会の小口零細企業保証を付すること。	・小口零細企業保証●
③	設備導入促進特別資金	次のいずれかに該当する設備を導入する中小企業者 (一般型) 市内に導入する設備 (社会的課題取組型) 次のいずれかに該当する設備 ①地球温暖化計画書を市長に提出して市内に導入する設備 ②先端設備等導入計画の認定を受けて市内に導入する設備	(一般型) ・見積書など導入する設備の概要が分かるもの (社会的課題取組型) ・地球温暖化対策計画書♣ ・先端設備等導入計画認定書♠ のいずれか
④	創業支援資金★	(1) 開業前の場合:現在事業を行っていない方で、次のいずれかに該当する方 ア 1か月以内に新たに個人事業を市内で開業予定の方 イ 2か月以内に新たに会社を設立し市内で事業を開始する方 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内に市内で開業予定の方	・創業関連保証● ・認定特定創業支援等事業証明書♣ (認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合)
		(2) 開業後の場合:開業時に別の事業を行っていなかった方で、市内で事業を営む、次のいずれかに該当する方 ア 事業を開始してから5年を経過していない個人 イ 会社を設立してから5年を経過していない法人 ウ アが創業者となり法人成りをしたもの(事業開始5年以内)	
⑤	景気対策特別資金	(3) 分社化による場合:次のいずれかに該当する方 ア 分社化し市内で事業を開始する法人 イ 分社化し5年を経過していない市内で事業を営む法人 ※県信用保証協会の創業関連保証を付すること。 ただし、NPO法人、医療法人はご利用いただけません。 ※認定特定創業支援等事業の詳細については、市ホームページをご覧ください。	・景気対策特別資金融資対象確認書◆
	景気対策特別小口資金	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近12か月以内の決算期の売上高または売上総利益額がそれ以前の3年間いずれかの決算期に比して5%以上減少している方 (2) 最近3か月の売上高または売上総利益額が、前年同期に比して5%以上減少している方 (3) 売掛金債権等があり、当該売掛金債権等を回収するまでのつなぎ資金として利用する方。ただし、当該売掛金債権等が投機的な不動産、株式等の取引でないこと。	・景気対策特別資金融資対象確認書◆
⑥	経営安定支援資金★	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証制度)の規定に基づく特定中小企業者 (2) 取引先倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する方 (3) 取引先倒産企業に対して取引依存度が20%以上ある方	(1)の場合 ・セーフティネット保証1~4、5号、6号、8号認定書♠ ・セーフティネット保証5号イ、7号認定書◆ のいずれか (2)(3)の場合 ・倒産関連中小企業証明書◆
		中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)又は同条第6項(危機関連保証)の認定を受けた中小企業者	・セーフティネット保証4号認定書♠ ・危機関連保証認定書◆ のいずれか
⑦	災害等対策特別資金★	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)又は同条第6項(危機関連保証)の認定を受けた中小企業者	・セーフティネット保証4号認定書♠ ・危機関連保証認定書◆ のいずれか
⑧	SDGs企業振興資金	さがみはらSDGsビジネス認証制度の認証を受けている中小企業者 ※さがみはらSDGsパートナー制度とは異なりますのでご注意ください。	・さがみはらSDGsビジネス認証証書♥

※1: 確認書等の申請・申込に必要な書類は、市ホームページ等をご確認いただくか、申請・申込先にお問い合わせください。また、全ての資金で確定申告書などの税務申告を確認できる書類が必要です。

申請・申込先 ♠…市産業支援課、♣…市創業支援・企業誘致推進課、♣…市ゼロカーボン推進課、♥…市みんなのSDGs推進課、◆…相模原市産業振興財団、●…神奈川県信用保証協会

※2: 宿泊業・娯楽業・医業を主たる事業とする法人は20人以下です。商業・サービス業に該当する業種については、中小企業庁HP「日本標準産業分類 第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて」をご確認ください。

★ 県信用保証協会の保証を利用する場合、責任共有制度対象外の保証(県信用保証協会が金融機関に対して融資金額の100%を保証する)となる資金です。(ただし、セーフティネット保証5・7・8号を除く)

ものづくり企業の方へ

さがみはら
ものづくり企業支援サイト
／ SAGAMIHARA CITY ．

掲載企業
募集中!

さがみはら

起業をお考えの方へ

起業するなら
さがみはら!

さがみはら
起業・創業サポートNavi

融資制度利用時の注意事項

- ・融資申込先は全て取扱金融機関・支店です。
- ・利用者負担利率は融資利率(表面金利)から市負担利率を差し引いた利率です。
- ・返済方法は、各資金とも毎月の元金均等割賦返済とします。また、一括返済の短期資金の融資期間は、据置期間+1か月以内とします。
- ・借換ができる資金は、災害等対策特別資金のみです。ただし、責任共有制度の対象となっている保証が付いている資金を借り換えることはできません。
- ・設備については、市内の事業所に設置、登録するものに限りです。
- ・融資利率よりも市負担利率が大きくなる場合は、融資利率が市負担利率の上限となります。
- ・融資利率の上限を超えた利子補給は行いません。
- ・このご案内に記載している利率等は令和5年4月1日現在のものです。経済情勢によっては新しい資金の創設や各資金の利率・利用要件の変更等を行うことがあります。